

科学技術連携施策群の創設・推進について（案）

平成16年9月9日
総合科学技術会議

1 平成16年7月23日の本会議において決定された「平成17年度科学技術関係予算の改革について」における、科学技術連携施策群（以下、「連携施策群」という。）の創設・推進の方針に基づき、連携施策群のテーマを次のとおり決定する。

- (1) ポストゲノム - 健康科学の推進 -
- (2) 新興・再興感染症
- (3) ユビキタスネットワーク - 電子タグ技術等の展開 -
- (4) 次世代ロボット - 共通プラットフォーム技術の確立 -
- (5) バイオマス利活用
- (6) 水素利用/燃料電池
- (7) ナノバイオテクノロジー
- (8) 地域科学技術クラスター

2 各連携施策群に含める個々の施策については、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が、平成17年度の科学技術関係施策の優先順位付けの過程において、外部専門家の助言を得て、不必要な重複の排除、連携の強化等に係る点検を行った上で決定する。

併せて、科学技術政策担当大臣及び有識者議員は、連携施策群ごとに重要度に関する所見を付すものとする。

これらについては、次回の本会議において報告する。

3 科学技術政策担当大臣及び有識者議員は、その後の予算編成過程においても、不必要な重複の排除、連携の強化等の観点から点検を行い、必要に応じ、各連携施策群に含める施策の加除又は修正を決定し、本会議において報告する。

(備考)

- 1 この決定において、「施策」とは、主に、研究開発を行う事業であって、府省の事業として行うもののほか、研究開発を行う独立行政法人、国立大学法人等が実施するものを含む。

- 2 平成15年7月23日総合科学技術会議決定「ナノテクノロジー・材料分野の産業発掘の推進について」に基づき府省「連携プロジェクト」として実施されている「ナノDDS(ドラッグ・デリバリー・システム)」及び「ナノ医療デバイス」に係る研究開発については、連携施策群の「ナノバイオテクノロジー」に位置づけし直して推進することとする。